



全日本畳事業協同組合
All Nippon Tatami Business cooperative

事務局

令和8年6月30日

第23回通常総代会議事録

1. 総代会の種類 第24回通常総代会
1. 総代会招集年月日 令和8年5月11日
1. 開催日時 令和8年6月8日(月)13時30分
1. 開催場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館2階 芙蓉の間
東京都新宿区市ヶ谷本村町4-1
1. 組合員数 1,714名
1. 総代数 98名
1. 出席した総代数 94名
1. 内訳 本人出席 46名
議決権行使書提出 30名
委任状 18名
1. 出席した理事ならびに監事の氏名
理事 石河恒夫・佐々木誠喜・大平雅章・岡田暁夫・佐々木京子・的場貴之・
堀田登喜夫・半沢雅之・砂川貴幸・新井田智・中林政彦・磯垣昇・幸尻
明浩・甲斐靖彦・寺奥佳生・荒木敏昭・丸山雅光・岩本久和(以上18
名)
監事 谷口秀雄・四方 茂(員外)(以上2名)
議事録作成人 池田雅晴
1. 議決事項に特別な利害関係を有する理事の氏名 なし

1. 議長選任の経過

定刻に至り、司会者大平雅章理事の進行により、佐々木副理事長が開会を宣言した。議長の選任方法を諮った所、執行部一任との声があり、満場一致をもって新井田智氏が議長に、砂川貴幸氏が副議長に選任された。



1. 定足数の確認等

最初に議長より、総代会が成立するために必要な定足数の確認があった。定款第48条により、総代会は総代の半数以上の出席により成立する。総代数98名の内、本人出席が46名。議決権行使書の提出が30名(第1号から10号議案まで全員が賛成)、他者への委任状は18通あったことから、有効定足数は(46+30+18)の合計94名で、よって総代数の半数以上となり総代会は成立した。

また定款第47条によれば、組合員は1名の受任が可であり、白紙を含む執行部(理事)委任とされた16通の委任状については、出席理事16名が受任をした。それ以外の出席者への委任状は2通であった。従って有効な議決数は93名(出席者46-議長1+事前議決権行使30+受任18)となり、その過半数となる47名を以て議案は承認となる。

また、議案書作成には間に合わなかった緊急の議案が書面にて配布され、議案上程の定足数を満たしており、第11号議案として審議する旨の報告があった。

議長が続いて議案の審議に入った。

1. 議事の経過の要領および議案別議決の結果

まず議長より、第1号議案から第3号議案までは関連議案のため一括審議したい旨の説明があり了承された。

第1号議案 令和7年度事業報告承認の件

第2号議案 令和7年度決算報告承認の件

第3号議案 剰余金処分(案)および監査報告承認の件

令和7年度事業報告を読み上げる石河理事長

岡田総務委員長



的場事業委員長

大亀 PDMgr

堀田技能推進委員長



続いて岡田総務委員長が決算報告および剰余金処分案を朗読、さらに谷口監事が監査報告を行った。



谷口監事



砂川副議長(左)と新井田議長(右)

ここで議長より、事前に提出された議案についての質疑、およびその答弁が、書面で会場に配られた。

第1号議案から第3号議案までの質疑を砂川副議長が読み上げ、執行部の担当者が答弁を行った。

P.5 第1号議案 I.概況 [PD] (質問者:京都支部 篠田総代)

・イオンモール幕張新都心でのイベントについて

- A. イオンモールでのイベントにかかった費用は、交通費や人件費も含めた総額はいくらでしょうか。
- B. また来場者数(関係者やその家族を除く)はおおよそ何人でしょうか。
- C. また費用対効果を検証する為に、把握している効果があればお教え下さい。

会場事業委員長が配られた回答書面を読み答弁しました。

A: 本事業に係る経費につきましては、会場使用料、資材費、印刷費、発送費、運搬費、交通費等を含め、全日豊PDの決算上で715,055円を計上しております。



一方で、当事業に賛同頂きました全国豊産業振興会より、30万円の協賛を頂いておりますことを改めて報告させていただきます。

但し、当日の運営に携わった組合員や関係者の個々の消費につきましては、自主的な協力によるものであり、事業費として計上しておりませんので不明です。

B: 来場者数につきましては、イベント報告書において約350名と報告されております。これは、いぐさ原草プレゼント数や当日の観測値をもとに算出した人数です。

関係者およびその家族を除いた一般来場者数としても、おおむね同程度であると認

識しております。

C: 費用対効果の観点では、以下のような成果が確認できました。

※別紙のイベント報告書を全日豊 HP の会員ページに昨年 10 月にアップロードしています。

*当初目標 200 名に対し、約 350 名の来場があり、目標達成率 175%となったこと。

*各体験ブースも概ね目標を達成または上回り、多くの方に豊やいぐさに直接触れていただく機会となったこと。

*朝日新聞および千葉テレビに取り上げられ、豊文化や国産いぐさの PR につながったこと。

*来場者アンケート等から、豊への関心喚起や理解促進に一定の効果が確認できたこと。特に 40～50 代の子育て世代を中心に来場があり、今後の需要喚起につながる可能性があること。

●本事業は単年度の売上や受注獲得を目的としたものではなく、豊文化の普及啓発、国産いぐさの PR、そして全国各地でのイベント展開に向けたモデル事業として実施したものであり、一定の成果を得ることができたと考えております。

P.13 第 1 号議案 II.委員会報告 3.事業委員会 (3)共同購買事業 ア.
(神奈川支部 萩原総代)

・NKB193 ですが、毎回の総代会事業報告、共同購買事業の欄に

「抗カビ軟化剤 NKB193 ノーカービー

NKB193 ノーカービーは、高い抗カビ効果と豊表の折り曲げ作業を容易にする特徴を有しており例年安定した受注をいただいております。また、一般向け 300ml タイプについても扱いやすい容量として好評をいただいております。」

と、あたかも人気があるように書かれています。確かに一部の人には売れているようですがほとんどの組合員は買っていません。

何を根拠に書かれているのでしょうか？



この質疑について岡田総務委員長が次のように答弁しました。

NKB193 は北九州市立大学森田教授が全日豊のために考案されたレシピを基に、無添加石けんにこだわり続けることで知られるシャボン玉石けんが製造しています。確かな効果効能を実感して頂いており、ほとんどの

注文がリピートであり、販売実績はお得な 5 リットルが中心になっています。300ml タイプは、一時期、一般の消費者の方々からカビ対策の方法についての問い合わせが事務局に多くあり、豊店が納品した後に、消費者の方がカビ対策を行えるように製造した小分けタイプです。カビ対策においては豊店が対処して解決するケースが多く、確かに 300ml の販売数は少ないですが、今後、皆さんの現場でお客様にご紹介頂き、またサービス品としてお渡しするなど薦めて頂ければと思います。

P.17 第 2 号議案 財産目録 資産の部 I 棚卸商品 (神奈川支部 萩原総代)

(P.33 資料 4 共同購買販売実績および P.35 資料 8 棚卸資産表を参照)

・NKB193 の在庫数について

売上実績	50	20	300ml
令和 3 年度	92	10	
棚卸	54	14	
令和 4 年度	73	6	
棚卸	54	15	440
令和 5 年度	76	4	33
棚卸	42	17	407
令和 6 年度	70	5	30
棚卸	43	13	370
令和 7 年度	60	0	17
棚卸	52	16	352

A. ご覧の通り 300ml タイプはほとんど売れていません。おまけに棚卸でも数が合わなくなっています。誰かが持って行っているのでしょうか？

B. 20 は、もっとおかしくて令和 3 年度の棚卸で 14 個あったものが令和 4 年度に 6 個出ているのに棚卸では増えています。その次の年も売っているのに在庫は増えています。その後も数が合いません？なぜでしょう？

C. こんなに少ししか売れてないのにどこが好評なのでしょう？ 50 は売れているので仕入れにより在庫が合わないのは仕方ないですが、他は？？？

この質疑には石河理事長(事務局長)が回答書面を読み上げ答弁しました。

A: 300ml タイプは令和 4 年度の棚卸 440 以降、製造しておりません。太字の数量差異につきましては、407(令和 5 年の棚卸) - 30(令和 6 年の販売)は 377 であるはずが 370 になっているとのご指摘かと思いますが、これは製品を事業での展示や見本の撮影等に使用して、汚れや使用感が出た製品を商品から除外したことによるものです。※在庫から除外した 7 本は事務所に展示用として保管しています。

同様に 370(令和 6 年の棚卸)－17(令和 7 年の販売)は 353 であるはずが 352 になっているとのご指摘かと思いますが、これは納品後のカビで豊店とトラブルが生じ、相談した消費者センターから全日豊を紹介されたお客様の依頼で、1 本お送りした事例がありました。後日切手で代金を送ってこられましたが、資料 4 の組合員への販売数量には含めていないことによるものです。

通常、本製品は全日豊各支部への販売に限っておりますが、消費者センターとも話をした結果、理事長・事務局長の承諾を得て提供したものです。

B: 20 タイプですが、14(令和 3 年の棚卸)－6(令和 4 年の販売)は 8 なのに 15 になっているとのご指摘ですが、令和 4 年度に+7 ケース製造したため 15 になっています。その後も 15(令和 4 年の棚卸)－4(令和 5 年の販売)は 11 ですが、令和 5 年度に+6 ケース製造したため 17 になっています。

その後、17(令和 5 年の棚卸)－5(令和 6 年の販売)は 12 ですが、令和 6 年度の製造数は+4 ケースで棚卸は 16 になるところ、輸送により 3 ケースの箱が破損していたため、棚卸の際に在庫数に入れず 13 としました。その後箱の内部を確認した際に、製品は無傷であったことから箱を取り換え、翌年の令和 7 年の棚卸において 16(令和 7 年度の製造は 0)と計上しています。

C: 20 タイプも製造・仕入れを行っておりますので、その足し算をしなければ数は符号しません。リピーターの皆さんはほぼお得な 50 を注文されますので、20 の販売数が少ないのは仕方ないと理解しています。

また「好評」とは、単に販売数が多いことのみを意味する言葉ではなく、製品の性能について評判が良い、多くの人に受け入れられポジティブに評価されたことを指すものと理解しております。

P.19 第 2 号議案 損益計算書 (京都支部 篠田総代)

A. 役員報酬 2,409,000 円とありますが、詳細を具体的にご説明ください。

昨年、大平専務理事に京都支部にお越しいただき全日豊についての質問状にお



答えいただきましたが役員報酬の詳細は「答えたくない」との理由で回答拒否、情報公開拒否をされました。

組合とは組合員全員のもので組合員の組合費で運営されています。当然、組合員には知る権利があり、役員の「答えたくない」との理由で隠蔽する行為は組合の私物化と言わざるを得ません。

今後、組合は組合員全員のもので役員だけのものではない。組合員への情報公開は必ず行うと言う一丁目一番地を忘れることなくクリーンでオープンな組合運営をお願い致します。

B. 旅費交通費 3,976,810 円とありますが、出来る限りリモート会議やグループ LINE 等で会議をして、経費削減はできないものでしょうか。

財政難で組合費を値上げして、今後も2年毎に会費の改定を検討されていますが、まずは経費削減を徹底しなければ今以上に脱退者が増えると思います。現に令和7年年度は1年で7%以上の組合員が減少しました。経費削減に関して具体的な案はお持ちでしょうか。

この質疑には石河理事長が回答書面を読み上げ答弁しました。

A: 中小企業等協同組合法においては、理事と監事を区分した総額の開示は義務付けられておりますが、役員個人の報酬額を個別開示する義務はありません。役員報酬は税法上「給与」となるので、大平専務理事が役員報酬について回答しなかったのは、個人情報であることを考慮したものです。

言うまでもなく役員報酬は予算案として承認を受けたものであり、決算報告書に総額が記載されています。ただ理事と監事の報酬が分けてありませんので記します。

※令和7年度役員報酬限度額は250万円以内(その内、監事報酬15万円以内)

支払われた額 理事報酬 2,318,400(24名)

監事報酬 90,600(4名) 総額 2,409,000

役員報酬は報酬規程に沿って、拘束日数と職責に応じた手当で支払っております。

役員報酬の対象となるのは、理事22名・相談役2名・監査3名・員外監事1名の計28名です。(※ちなみに10年前までは執行部・委員長以外の理事や監査役には対価が支払われておりませんでした。)



報酬には従事する日当と役職手当があります。リモート会議は除き、東京での執行部・委員長会議や理事会への出席、各種イベント参加等については1日5,000円、また関係省庁等との重要な会議については1日8,000円を大凡の対価として計上しております。全日昼が事業で役員以外の組合員に依頼を行う場合においても、同様の費用を事業支出として計上しています。

執行部役員につきましては職責に応じた役職手当を加算しておりますが、これは全日昼が指定した日には必ず(仕事よりも優先して)業務に出席して頂くという、絶対的な責任を負って頂いているためです。

一般理事は理事会が年間4日ほど、執行部・委員長については年間およそ20日程

度の東京での会議やイベント出席が必須となっています。但し理事長には3年以上前より、年間70～75日の拘束を余儀なくさせて頂いております。

決してグレーではなく、コンプライアンスに沿った持続可能な組合運営を目指すためには、東京都の最低賃金@1,226円には遥か及ばないものの、ご尽力に対する報酬をお支払いするのは当然の事と認識しております。そのため、年々少しずつ役員報酬を増やしてきました。

また令和7年度は、執行部・委員長全員が受け取った役員報酬から、政治団体である「全日本たたみ振興政治連盟」に、総額330,200円の寄付を行いました。東京都の選挙管理委員会に、政治資金収支報告書に記載して提出しております。

総代会は公の場であり、質疑事項および答弁は議事録に掲載されます。「隠蔽する行為は組合の私物化」と書かれておりますが、言葉の使い方には十分ご留意ください。弊組合はSNSや公の場における名誉棄損や侮辱に対しては、躊躇せず適切な対処を行いますことを申し添えておきます。

また「組合は役員だけのものではない」ためにも、積極的な組合事業への参画をお願い致します。

また補足として、昨年のおおさか・くわいばん博で農水省から二日間のい草を発信するイベントを委託された際に、青年部があると聞いて真っ先に京都支部に協力をお願いしたが、誰一人として協力して頂けなかったことが極めて残念だったと話しました。続けて、

B: 経費削減につきましては、例えば他団体の会議と弊組合の会議日程を寄せるなどの努力を積極的に行っております。旅費交通費につきましては10年前は約800万円近く計上していたことを鑑みると、ここ数年400万円前後と安定した推移で約50%に縮小することができています。

リモートによる理事会や執行部・委員長会議、LINEグループのやりとりは既に頻繁に利用しております。リモートで事足りる会議はすべて行っております。

ただ事業には経費が付き物であり、事業を増やせば当然経費は増大します。経費だけをフォーカスするだけでは、組合運営の全体像を把握する事はできません。重要なのはそのバランスであり、数字に表れる経常利益です。全日畳はこの9年間、黒字決算を継続しています。組合員数の減少により年々減少している収入の中で、うまくバランスの取れた組合運営を実際に行っております。

また「財政難」であるとするならば、その原因は組合会費の安さに尽きます。全日畳の会費は年間8,000円/月667円です。規模にもよりますが、全国の事業協同組合の年会費は4万円以上が平均と言われております。脱会者の多くは廃業であり、それに関しては致し方ありませんが、組合存続に必要な費用は全員が公平に負担する

のが原則であり、昨今の予測がつかない社会情勢におきましては、2年毎に会費の適正さを検討(必ずしも改定ではない)するのは必要なことと考えております。

以上の通り答弁した。

議長より第1号議案から第3号議案の議案を議場に諮ったところ、賛成多数により可決された。

次に議長から、
第4号議案 令和8年度事業計画(案)承認の件
第5号議案 令和8年度事業予算(案)承認の件

以上は関連議案のため、一括審議したい旨の説明がありました承された。



令和8年度事業計画を大平専務理事、岡田総務委員長、佐々木品質管理委員長、的場事業委員長、大亀 PDMgr、堀田技能推進委員長が各々担当する事項の説明を行ない、令和8年度事業予算(案)を岡田総務委員長が原案を朗読した。

ここで砂川副議長が事前に寄せられた書面質疑を読み上げ、各担当者より答弁が行われた。

P.24 第4号議案 II.事業計画 2.品質管理委員会 (3)品質管理責任者資格の更新に向けて (青森支部 江良総代)

- ・品質管理責任者の更新の1会場 30名以上と聞いていますが、現在 24名おります。今後後継者がいなく更新しない人がいると予想しています。さらに、隣県と合同なら交通費が1万円以上、時間が4時間かかる人もいます。そこで、質問します。1会場 30名以下の場合、掛かる経費を計算し、更新者数で割り、更新料を増額して当県で開催できませんか？



佐々木品質管理委員長が以下のように答弁した。

30名未満でも開催可能です。

但し本セミナーは受講人数30名を想定しておりますので、例え30名に満たない場合でも、日本規格協会からは30名分の請求があります。30名に満たない場合は、2,500円×不足人数分の費用をご請求します。

更新セミナー受講費用：15,000円（1名/有効期間5年）

※支部への請求金額は12,500円（1名）および講師の交通費（実費）を加算。

（例）24名で開催した場合の費用は

12,500円×24名+2,500円×6名=315,000円+講師交通費（金額は税別）

P.28 第5号議案 令和8年度予算(案)（神奈川支部 萩原総代）

・収入の部の品質認定事業収入が8,250,000円計上されています。これは品質管理セミナーの更新があるため収入が例年より多いことは理解できます。それなのに品質認定事業費は4,900,000円しか計上されておられません。

3,350,000円の黒字です。組合として儲けを出そうとお考えですか？

これについてご説明をお願いします。

なぜこのような質問をしなければならぬかと言う根拠をお知らせします。

5年前の第21回通常総代会の決算資料を見ると品質管理事業収入11,629,040円、品質管理事業費は10,727,740円で901,300円の黒字です。

人数が多かったため金額が大きいことは分かりますが9割以上の経費が掛かっています。

なぜ今回の経費はそんなに少ないのでしょうか？

予算案の他の経費が大きくなってしまったので帳尻をあわせるためでしょうか？

この質問には石河理事長が書面を読み上げ答弁を行った。

第21回は5年前ではなく3年前です。その期間に行った更新セミナーでは、新たな試みとして熊本県産品卸商業協同組合に豊表の見方講習をお願いしました。また日頃接点のない組合員の皆様に、全日豊の役員を派遣して組合活動についてのシェアする時間を設けました。そのため開催経費も増え、

ご指摘の通り 9 割以上の経費を要し、トータルで 7.7%の事業利益しか得られませんでした。このような薄利では事業として成立しませんので、前回の結果を鑑みて今回は受講費用を改定し、品質認定事業として成り立つようにしたものです。

賦課金の改定が頻繁にできない以上、組合を存続するためには、事業収益を増やすこと以外他に方法はありません。

今期は BL 認定制度の必須資格という事もあり、更新を迎える対象者の 90%に相当する 600 名が更新すると見込んでいます。

数字だけを捉えた机上の空論でうまくいくほど、組合運営は易しいものではありません。昨年（第 23 回）の予算案と今年（第 24 回）の損益計算書を並べて頂ければ、いかに予算案に沿った組合運営ができているかがお分かり頂けることと思います。



また石河理事長は補足として、予算案について言えば、今期は 1000 万を超える事業外収入（雑収入）が計上されているにも関わらず、誰一人としてこれは何の収入であるかという質問がなかった。在庫数の僅かな数量の質問も良いが、こういう桁の違う項目になぜ着眼して頂けなかったのか？

これは事務所の立ち退き料であり、弁護士に相談の上、訴訟を行うことなく入手した示談金であり、組合への大きな貢献（会費に換算すれば 1 人 6000 円相当）ができたことを付け加えて報告した。

また、移転先は千代田区の物件の予定であるが、正確な移転に関する予算は立てられないことから、とりあえず移転費用という勘定科目を立てるが、科目間の流用もあり得ることを説明した。

質問への答弁後、議長が第 4 号議案と第 5 号議案を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

議長より第 6 号議案から第 11 号議案は関連議案のため一括審議したい旨の説明があり了承された、そして第 6 号議案から第 10 号議案佐々木副理事長が、第 11 号議案を石河理事長が原案を朗読した。

- 第 6号議案 令和8年度賦課金徴収方法等(案)承認の件
- 第 7号議案 令和8年度における手数料、使用料の最高限度額(案)承認の件
- 第 8号議案 令和8年度組合借入金最高限度額(案)承認の件
- 第 9号議案 役員報酬(案)承認の件
- 第10号議案 次期総代会開催地決定の件
- 第11号議案 組合事務所移転の件

第11号議案については、石河理事長が以下の通り経緯を説明した。

事務所を借りているオーナーから、ビルの老朽化のため取り壊しをしたいと考えており、ついでには8月末までに退去してもらいたいと言う突然の通知が来た。こちらとしては本年1月に2年間の再契約をしたばかりであり、また家賃滞納などの何の迷惑行為があったわけでもなく、立ち退きを申し込まれた形であった。先方からは委託された開発会社の課長らが来所され、家賃3年分にあたる約500万円を立ち退き料として支払うという示談の提示があった。石河理事長はその場で同意することなく、数日後、内幸町にあるフォーサイト法律事務所を訪れて本件を相談した。しばらくして先方と二度目の面談を行った際に、先方より増額した1000万円の提示があり、弁護士に相談の上、示談に応じた。現時点で移転先は千代田区になる予定で、退去期日は9月末日。

議長が第6号議案から11号議案までを議場に諮ったところ、賛成多数により可決された。



ここで砂川副議長が、直接議案には関連が無いが、下記の提案文書があったことを報告した。(時間の関係で朗読はなし)

組合運営についての提案(京都支部 篠田総代)

畳のイベントは大切ですが費用のわりに効果が薄いです。また畳の興味のある人は集まりますが、興味のない人は無料でミニ畳が作れても参加しません。だからと言って反対している訳ではありません。しないよりした方が効果はありますから今後も続けるべきですが、全日畳の財政難と効果のバランスも大切だと思います。

例えば仮に、イベントや SNS での発信により 0.1%の人が畳に興味を持ち、組合員の仕事につながるとしたら、やはり費用対効果が低いです。

また現在、畳の無い家で育つ子供やその祖父母の家にさえ畳が無い時代です。そこで例え 0.1%しか効果が無くても仕事の掘り起こしになるのが義務教育で、畳の上で着物の着付けを教え茶道・華道を授業として教える事です。

親だけでなく祖父母も着物を着れないし持っていない、そして和室が無い時代に家庭では畳を含めた和文化、伝統文化を継承する事は不可能です。

日本人の伝統文化力アップ、畳を含めた伝統文化に関わる業種の仕事の掘り起こしと一石二鳥です。

少子化とは言え、1学年80万人以上いますから、0.1%が興味を持てば、毎年毎年約8,000人と大きな効果が得られます。せつかく国会議員との繋がりがあるのなら、他の和文化の業種と共に、義務教育での和教育を実現すべきです。

そうすれば畳業界だけではなく茶道、華道、呉服業界やそれに付随する畳を必要とする職種が潤い、畳業界も直接、間接的に仕事の掘り起こしに繋がると思います。

これから家を建てる子供達に和室を1部屋でも作ってもらえるように、今から種を蒔く事が大切だと思います。

イベントや SNS も大切ですが、衰退している日本の伝統文化関連の業種を救うには、義務教育で教えるぐらいの大改革が必要で、逆にそこまでしないと本当に日本の伝統文化も畳業界も近い将来消えて無くなります。

たたみ振興議員連盟の議員さん達にお願いすれば実現してくれるでしょう。これ以上の畳振興で結果の出る事は他に無いのだから。

答弁

しっかりとしたビジョンをお持ちであり、ご意見はごもつともと思います。ただ、費用対効果がある/ないとの断言は、我々の浅はかな考えでできるのかは疑問です。

ご提言も結構ですが、「…する事です」「実現すべきです」「大改革が必要」「お願いすれば」「実現してくれるでしょう」等の文言からは、そのためにご自身は何をされるのか、どういう活動や尽力をされるのか等の記載が全くなく、すべて誰かにやってくれというお考えなのでしょうか？どうやったら学校教育に新しいカリキュラムができるのか？どんなコネクションがあればその到達点に早く行けるのか？などの実現に向けた具体的なフェーズに立ち入らない事には、いつまでたっても立派な絵空事で終

わかります。「たたみ振興議員連盟の議員さん・・・実現してくれるでしょう」とありますが、
確証もない安易な考えは持たない方が良くと思います。本当にご自身の願望を実現させたいのならば、まずは和文化に関する現行の国の法律や規約を調べ、一字一句書き換えることの難しさを知ることがスタートだと思います。全日畳の活動に参画頂き、伝統文化に食わせてもらうのではなく、存続する側で活動しましょう。

以上をもって、第24回通常総代会の議案審議をすべて議了したので、佐々木副理事長が閉会を宣言した。

時に15時40分 議事録作成人 池田雅晴